

エスカレーター関係条文

○ 建築基準法

(昭和二十五年法律第二百一号)

(昇降機)

第三十四条 建築物に設ける昇降機は、安全な構造で、かつ、その昇降路の周壁及び開口部は、防火上支障がない構造でなければならない。

2 高さ三十一メートルをこえる建築物（政令で定めるものを除く。）には、非常用の昇降機を設けなければならない。

○ 建築基準法施行令

(昭和二十五年政令第三百三十八号)

第二節 昇降機

(適用の範囲)

第一百二十九条の三 この節の規定は、建築物に設ける次に掲げる昇降機に適用する。

一 人又は人及び物を運搬する昇降機（次号に掲げるものを除く。）並びに物を運搬するための昇降機でかごの水平投影面積が一平方メートルを超える、又は天井の高さが一・二メートルを超えるもの（以下「エレベーター」という。）

二 エスカレーター

三 物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が一平方メートル以下で、かつ、天井の高さが一・二メートル以下のもの（以下「小荷物専用昇降機」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇降機については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

一 特殊な構造又は使用形態のエレベーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第百二十九条の六、第百二十九条の七、第百二十九条の九、第百二十九条の十第三項及び第百二十九条の十三の三の規定

二 特殊な構造又は使用形態のエスカレーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第百二十九条の十二第一項の規定

三 特殊な構造又は使用形態の小荷物専用昇降機で国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第百二十九条の十三の規定

(エスカレーターの構造)

第一百二十九条の十二 エスカレーターは、次に定める構造としなければならない。

一 国土交通大臣が定めるところにより、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにすること。

二 勾配は、三十度以下とすること。

三 踏段（人を乗せて昇降する部分をいう。以下同じ。）の両側に手すりを設け、手すりの上端部が踏段と同一方向に同一速度で連動するようにすること。

四 踏段の幅は、一・一メートル以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、二十五センチメートル以下とすること。

五 踏段の定格速度は、五十メートル以下の範囲内において、エスカレーターの勾配に応じ国土交通大臣が定める毎分の速度以下とすること。

2 建築物に設けるエスカレーターについては、第百二十九条の四（第三項第五号を除く。）及び第百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二十九条の四の見出し、同条 第一項各号列記以外の部分、第二 項及び第三項並びに第百二十九 条の五の見出し及び同条第一項	エレベーター	エスカレーター
第百二十九条の四	かご	階段
第百二十九条の四第一項第二号	主索でつるエレベーター 、油圧エレベーターそ の他国土交通大臣が定 めるエレベーター	くさりでつるエスカレ ーターその他国土交通 大臣が定めるエスカレ ーター
第百二十九条の四第一項第二号 及び第二項	エレベーター強度検証 法	エスカレーター強度検 証法
第百二十九条の四第二項第一号	次条	次条第一項及び第百二 十九条の十二第三項
第百二十九条の四第二項第二号	次条第二項に規定する 積載荷重	第百二十九条の十二第 三項に規定する積載荷 重

3 エスカレーターの踏段の積載荷重は、次の式によつて計算した数値以上としなければならない。

$$P = 2,600 A$$

この式において、P及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P エスカレーターの積載荷重（単位 ニュートン）

A エスカレーターの踏段面の水平投影面積（単位 平方メートル）

4 エスカレーターには、制動装置及び昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置を設けなければならない。

5 前項の制動装置の構造は、動力が切れた場合、駆動装置に故障が生じた場合、人又は物が挟まれた場合その他の人が危害を受け又は物が損傷するおそれがある場合に自動的に作動し、踏段に生ずる進行方向の加速度が一・二五メートル毎秒毎秒を超えることなく安全に踏段を制止させることができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

○ 関連告示

エスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーター及びエスカレーターの強度検証法を定める件（平成12年5月31日建設省告示第1418号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の12条第2項において準用する第129条の4第1項第二号及び第2項の規定に基づき、エスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーター及びエスカレーター強度検証法について次のように定める。

エスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーター及びエスカレーターの強度検証法を定める件

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の12第2項において準用する第129条の4第1項第二号のエスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーターは、階段を鎖に類するものでつるエスカレーター及び階段をベルトでつくり、当該ベルトをつるエスカレーターとする。

第2 エスカレーター強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

- 一 令第129条の12第2項において準用する第129条の4第2項第二号に規定する α_1 の数値は、1.0と、同号に規定する α_2 の数値は、1.5とする。
- 二 エスカレーターの階段の床板及び枠並びにトラス又ははりに係る令第129条の12条第2項において準用する第129条の4第2項第三号に規定する安全率（以下単に「安全率」という。）は、次の表に定める数値とする。

イ 踏段の床板及び枠

	常時の安全率	安全装置作動時の安全率
鋼製その他の金属製の踏段	3.0	2.0

ロ トラス又ははり

	常時の安全率	安全装置作動時の安全率
鉄骨造の鋼材の部分	3.0	2.0

三 エスカレーターの鎖その他これに類するもの及びその端部又はベルトに係る安全率は、次の表に定める数値とする。

	常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
	設置時	使用時	設置時	使用時
階段をつる鎖その他これに類するもの及びその端部	7.0	4.0	2.5	2.5
ベルト	7.0	4.0	4.0	2.5

四 エスカレーターの鎖その他これに類するもの及びその端部又はベルト（階段が他の摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのないもので支えられていないものに限る。）について令第129条の12条第2項において準用する第129条の4第2項第四号に規定する限界安全率は、次の表に定める数値とする。

	設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
階段をつる鎖その他これに類するもの及びその端部	2.5	2.5
ベルト	4.0	2.5

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件（平成12年5月31日建設省告示第1417号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の12第1項第一号及び第五号の規定に基づき、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を次のように定める。

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の12第1項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、

当該運転時において、階段の定格速度を 30 メートル以下とし、かつ、2 枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあっては、第一号及び第二号の規定は適用しない。

- 一 階段側部とスカートガードのすき間は、5 ミリメートル以下とすること。
 - 二 階段と階段のすき間は、5 ミリメートル以下とすること。
 - 三 エスカレーターの手すりの上端部の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーターの下面（以下「交差部」という。）の水平距離が 50 センチメートル以下の部分にあっては、保護板を次のように設けること。
 - イ 交差部の下面に設けること。
 - ロ 端は厚さ 6 ミリメートル以上の角がないものとし、エスカレーターの手すりの上端部から鉛直に 20 センチメートル以下の高さまで届く長さの構造とすること。
 - ハ 交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。
- 第 2 令第 129 条の 12 第 1 項第五号に規定するエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度は、次の各号に掲げる勾配の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める速度とする。
- 一 勾配が 8 度以下のもの 50 メートル
 - 二 勾配が 8 度を超え 30 度（階段が水平でないものにあっては 15 度）以下のもの 45 メートル

エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件（平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1424 号）

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 12 第 5 項の規定に基づき、エスカレーターの制動装置の構造方法を次のように定める。

エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件

- エスカレーターの制動装置の構造方法は、次に定めるものとする。
- 一 建築基準法施行令第 129 条の 12 第三号から第五号までの基準に適合するエスカレーターの制動装置であること。
 - 二 次のイからホまで勾配が 15 度以下で、かつ、階段と階段の段差（階段の勾配を 15 度以下としたすりつけ部分を除く。以下同じ。）が 4 ミリメートル以下のエスカレーターにあっては、ニを除く。）に掲げる状態を検知する装置を設けること。
 - イ 階段くさりが異常に伸びた状態
 - ロ 動力が切断された状態

- ハ 昇降口において床の開口部を覆う戸を設けた場合においては、その戸が閉じようとしている状態
 - ニ 昇降口に近い位置において人又は物が階段側面とスカートガードとの間に強く挟まれた状態
 - ホ 人又は物がハンドレールの入込口に入り込んだ状態
- 三 前号イからホまでに掲げる状態が検知された場合において、上昇している階段の何も乗せない状態での停止距離を次の式によって計算した数値以上で、かつ、勾配が15度を超えるエスカレーター又は階段と階段の段差が4ミリメートルを超えるエスカレーターにあっては、0.6メートル以下とすること。

$$S = \frac{V^2}{9,000}$$

この式において、S及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

S 踏段の停止距離 (単位 メートル)

V 定格速度 (単位 毎分メートル)